

令和6年
第1回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第1号

令和6年2月13日（火曜日）

議事日程 第1号

- 2月13日午後1時36分開議
日程第1、会議録署名議員の指名
日程第2、会期決定の件
日程第3、議案第1号ないし議案第4号並びに報告第1号

出席議員（12人）

議 長	12番	佐藤 禎 洋 君
副 議 長	6番	中村 吉 宏 君
	1番	阿部 裕美子 君
	2番	上村 賢 君
	3番	日下部 勝 義 君
	4番	小貫 元 君
	5番	横尾 英 司 君
	7番	石川 さわ子 君
	8番	川澄 宗之介 君
	9番	池端 英 昭 君
	10番	武市 尚 子 君
	11番	佐々木 大 介 君

列席者

管理者 北海道知事 鈴木 直 道 君

出席説明員

専任副管理者 折谷 徳 弘 君
副 管 理 者 小 鷹 雅 晴 君

副 管 理 者	上	石	明	君
会 計 管 理 者	森	隆	司	君
総 務 部 長	有	馬	純	生
振 興 部 長	清	野	馨	君
参事(企画振興担当)	中	館	泰	弘
参事(計画担当)	森	川	栄	二
参事(施設担当)	小	川	賢	二
出 納 室 長	佐	藤	丈	晴

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	高	波	敏	秀	君
書 記 (同)	高	橋	優	介	君
書 記 (同)	日	置	達	也	君

1. 管理者挨拶

○議長(佐藤禎洋君) 開議に先立ちまして、管理者から発言の申出がありますので、これを許します。

管理者鈴木直道君。

○管理者(鈴木直道君) 令和6年石狩湾新港管理組合議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

佐藤議長をはじめ、議員の皆様には、日頃より石狩湾新港の管理運営に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、3年を超える長期にわたり私たちの生活に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症が5類へ移行するという大きな節目を迎えました。

社会経済活動が活発化する中、本港では、昨年3月に営業運転を開始いたしましたバイオマス発電所における外国からの燃料調達により輸入量が増加をするなど、令和5年の全体の取扱貨物量は前年を上回ったところであります。

また、外貿のコンテナ取扱個数につきましても、2年ぶりに増加に転じたところでございます。

こうした実績は、本道経済を支える日本海側の国際貿易港として広く認知され、多くの皆様にご利用いただいた結果であると考えております。関係の皆様のご尽力に、心から感謝を申し上げます。

本港の港湾区域内では、昨年9月に国内最大規模となります洋上風力発電施設が完成をし、本年1月より商業運転が開始をされたところでございます。

また、新港地域内にデータセンターを展開する事業者が国内初となりますガバメントクラウドとし

て採択されたところでございます。

こうした取組は、ゼロカーボン北海道の実現や北海道の確かな未来を創っていく上で大きく貢献するものであると考えております。

現在、本道の日本海側の一般海域では、複数の洋上風力発電の計画が検討されておりますことから、本港といたしましては、これらを支援する基地港湾の指定を目指し、取り組んでまいります。

本年は、本港が平成6年に国際貿易港として開港してから30年の節目を迎えます。

私といたしましては、石狩湾新港のさらなる発展や、脱炭素先行地域として全国のモデルとなるよう、港湾施設の機能強化や利用促進に引き続き取り組んでまいりますので、今後とも議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

本日の定例会には、令和6年度一般会計予算案などを提出させていただいておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

午後1時36分開会

1. 開 会

○議長（佐藤禎洋君） それでは、ただいまより、本日招集されました令和6年第1回定例会を開会いたします。

午後1時36分開議

1. 開 議

○議長（佐藤禎洋君） これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（佐藤禎洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

小 貫 元 君
日 下 部 勝 義 君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長（佐藤禎洋君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局（高波敏秀君） 管理者から提出のありました議案は、議案第1号ないし第4号並びに報告第1号であります。

そのほか、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上、ご報告いたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（佐藤禎洋君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月13日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号ないし議案第4号並びに報告第1号

○議長（佐藤禎洋君） 日程第3、議案第1号ないし議案第4号並びに報告第1号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者折谷徳弘君。

1. 議案第1号ないし議案第4号並びに報告第1号に関する説明

○専任副管理者（折谷徳弘君） ただいま議題となりました令和6年度予算案並びに令和5年度補正予算案及びその他の案件につきましてご説明申し上げます。

令和6年度の当初予算案に関しましては、各母体の厳しい財政状況を踏まえ、事業の緊急度や優先度などを十分勘案しながら、限られた財源の中で、より一層、重点的、効率的な予算編成に努めたところでございます。

初めに、議案第1号、令和6年度石狩湾新港管理組合一般会計予算についてであります。お手元の議案（その1）の1ページをご覧ください。

予算案の総額は、歳入歳出それぞれ26億585万9000円を計上いたしました。

歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算に関する説明書の3ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金は、母体からの負担金として15億456万8000円を計上いたしました。

母体ごとの負担金額は、北海道が10億304万6000円、小樽市と石狩市がそれぞれ2億5076万1000円となっております。

第2款使用料及び手数料は、港湾施設使用料などとして1億1475万6000円を計上いたしました。

4ページの第3款国庫支出金は、補助事業に係る国庫補助金として600万円を、第5款財産収入は、財産貸付収入などとして1963万2000円を計上いたしました。

6ページの第8款組合債は、国直轄事業に係る港湾事業債として9億6060万円を計上いたしました。

次に、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1款議会費は、議会運営に必要な経費などとして1108万円を、第2款総務費は、人件費や事務的経費などの一般管理費と、港湾施設の維持管理などの施設管理費及び監査委員費として、5億2548万3000円を計上いたしました。

10ページの第3款港湾建設費は、11億5765万7000円を計上し、内訳は、国直轄事業負担金で10億6735

万円、補助事業費で1200万円、単独事業費で7830万7000円となっております。

11ページの第4款公債費は、起債償還の元金及び利子などで3億273万1000円を、第5款諸支出金は、港湾整備事業特別会計への繰出金として6億840万8000円を計上いたしました。

また、債務負担行為についてであります。議案（その1）の4ページにお戻りいただきまして、国直轄事業に係る管理者負担金2億1000万円の債務負担行為の限度額を設定しようとするものでございます。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第2号、令和6年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計予算についてですが、お手元の議案（その2）の1ページをご覧ください。

予算案の総額は、歳入歳出それぞれ17億4778万7000円を計上いたしました。

歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算に関する説明書の3ページをご覧ください。

第1款使用料及び手数料は、港湾施設使用料として3億3470万5000円を計上いたしました。

4ページの第2款財産収入は、財産貸付収入などとして465万4000円を、第3款繰入金は、一般会計からの繰入金として6億840万8000円を、第5款組合債は、起債事業に係る港湾事業債として8億円を計上いたしました。

次に、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

第1款総務費は、人件費などの一般管理費と、港湾施設管理運営費などの施設管理費として、4億6316万9000円を計上いたしました。

6ページの第2款港湾建設費は、東地区埠頭用地起債事業費として8億円を、第3款公債費は、起債償還の元金及び利子などとして4億8411万8000円を計上いたしました。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第3号、令和5年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算についてご説明いたします。

お手元の議案（その3）の1ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれ1億7430万9000円を減額し、予算総額を25億3437万6000円にしようとするものでございます。

歳入補正額につきましてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金は、歳出予算の減額、使用料収入の増額などによりまして、1381万9000円を減額いたしました。

母体ごとの内訳は、北海道が928万2000円の減額、小樽市と石狩市がそれぞれ232万1000円の減額となっております。

第2款使用料及び手数料は、岸壁等使用料の増などによりまして2187万3000円を増額いたしました。

4 ページの第3 款国庫支出金は、補助事業費の減によりまして500万円を減額、第6 款繰越金は、令和5 年第3 回定例会において決算の認定をいただきました令和4 年度の歳計剰余金として6489 万円を増額、第8 款組合債は、国直轄事業負担金の減によりまして2 億4250 万円を減額いたしました。次に、歳出補正額につきましてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

第2 款総務費は、一般管理費で人件費の減により1241 万9000 円を減額、第3 款港湾建設費は、国直轄事業費の減などによりまして3 億5123 万3000 円を減額いたしました。

6 ページの第4 款公債費は、起債償還利子の減などによりまして154 万1000 円を減額、第5 款諸支出金は、港湾整備事業特別会計における民事執行申立て費用の増に伴い1 億9088 万4000 円を増額いたしました。

また、繰越明許費についてであります。議案（その3）の4 ページにお戻りいただきまして、港湾建設費のうち、国直轄事業負担金で2 億30 万円を設定しようとするものでございます。

以上、議案第3 号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第4 号、令和5 年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

お手元の議案（その4）の1 ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれ2 億3552 万6000 円を増額し、予算総額を18 億8846 万1000 円にしようとするものでございます。

歳入補正額につきましてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3 ページをご覧ください。

第1 款使用料及び手数料は、漁港施設等使用料などの増によりまして3855 万1000 円を増額いたしました。

4 ページの第2 款財産収入は、財産貸付収入の増に伴い134 万1000 円を増額、第3 款繰入金は、民事執行申立て費用の増額に伴い、一般会計からの繰入金を1 億9088 万4000 円増額いたしました。

次に、歳出補正額についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

第1 款総務費は、民事執行申立て費用の増などによりまして2 億3625 万6000 円を増額、第3 款公債費は、起債償還元金の減などによりまして73 万円を減額いたしました。

また、繰越明許費についてであります。議案（その4）の4 ページにお戻りいただきまして、総務費に計上した民事執行申立て費用2 億4000 万円を設定しようとするものでございます。

以上、議案第4 号につきましてご説明申し上げます。

最後に、報告第1 号、専決処分報告につき承認を求める件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案（報告）をご覧ください。

地方自治法第179 条第1 項の規定に基づき、令和6 年1 月4 日付で専決処分いたしました石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3 項の規定により議会の承認を得ようとするものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（佐藤禎洋君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次、これを許します。

武市尚子君。

○10番（武市尚子君） 通告に従いまして、私からは、令和5年度特別会計補正予算における民事執行申立て事務事業についてお伺いいたします。

先ほどご説明がありました議案第4号、令和5年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算につきまして、第2表の繰越明許費補正の総務費、総務管理費で、民事執行申立て事務事業として2億4000万円が計上されております。この申立ての内容と明渡しを求めるに至った事案の経緯の詳細についてお伺いいたします。

特に、使用の不許可や立ち退きを求めるに至った理由、当事者との交渉過程、弁護士が介入した時期などをお伺いしたいと思います。

また、こちらの2億4000万円の内訳、算定根拠についてもお伺いいたします。

次に、損害についてお伺いいたします。

明渡し請求訴訟を提起するまでに無許可での使用が継続されていると思いますが、現在に至るまでの不法占拠に関わる不当利得としての損害など、本案件に関する損害の合計額についてお伺いいたします。

また、こちらの損害については、相手方当事者に賠償請求する予定でありますか、また、その損害の回収可能性についてもお伺いいたします。

本件では、相当、回収困難な損害があると思っておりますけれども、他の港湾利用事業者との関係について、今後、できるだけこのようなことがないように再発防止策を講じる必要があると思われま。港湾を利用する事業者との関係についてどのように対策を講じていかれるのか、今後の対応についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 管理者鈴木直道君。

○管理者（鈴木直道君） 武市議員のご質問にお答えをいたします。

令和5年度特別会計補正予算における民事執行申立て事務事業に関し、再発防止策についてであります。管理組合では、従前より、港湾施設の使用を希望する新規の事業者に対しては、申請時において、経営状況などを確認するため、決算書や納税証明書などの提出を義務づけており、使用の許可にあっては厳格に審査を行っているところでございます。

また、既に許可している事業者に対しては、申請と異なる不適切使用を確認した場合や使用料などが滞納となった場合は、条例に基づき、措置命令または督促を迅速かつ適切に行い、是正されない場合は許可の取消し、督促状の指定期限までに納付がない場合は財産の差押え処分などを行うこととしております。

管理組合といたしましては、今後、同様の事案が生じないよう、これまでの対応に加えまして、督促状で指定する納付期限を一度でも超えた事業者に対しては、直近の経営状況などを確認するため、改めて決算書等の提出を求めることとし、これに応じない場合や、経営状況などによっては継続使用申請に対して許可しないなど、専門家の方々のご意見を伺った上で早急に対応策を講じ、再発防止に努めてまいります。

なお、その他の質問につきましては、専任副管理者から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 武市議員の質問にお答えいたします。

令和5年度特別会計補正予算における民事執行申立て事務事業に関し、まず、申立ての内容及び経緯についてであります。このたびの民事執行申立ては、令和5年12月9日に、被告に対して物件の明渡しを求める民事訴訟の判決が確定しましたことから、蔵置物件処分などの強制執行について、管理組合が裁判所に申し立てするものでございます。

また、経緯につきましては、当該事業者からの申請により、平成21年7月から、石狩湾新港樽川埠頭内の樽川2号野積み場、平成26年7月からは、公共上屋樽川2号の一部について使用を許可していましたが、その後、徐々に廃家電や廃タイヤなどを許可されていない場所に蔵置し始め、使用料の納付についても遅延するようになり、平成30年12月分以降が未納となっていること、さらには、申請書も提出されなくなったことなどから、令和元年6月以降の使用を許可しないこととし、現在、無許可での使用が続いている状況です。

管理組合では、この間、再三にわたり、使用料納付の催告や、蔵置物の撤去及び原状回復について、措置命令を行ってまいりましたが、一向に応じようとしなないことから、民事訴訟による解決を目指し、令和5年第1回定例会における土地建物明渡請求訴訟提起に関する議決を経て、昨年4月14日に法律事務所と業務委託契約を締結の上、代理人である弁護士を通じて9月6日に明渡しを求める訴訟を提起し、冒頭申し上げた判決確定、民事執行申立てに至ったところでございます。

次に、算定根拠についてであります。管理組合では、法律事務所からの見積もりなどを基に、法律事務所の業務委託費を50万円、裁判所に納める費用として申立手数料を100万円、強制執行に必要な処分費等の予納金を2億3850万円と算定し、合計2億4000万円を補正予算に計上したところでございます。

次に、損害の合計額についてであります。令和6年2月1日現在で確定している額としては、港湾施設使用料の滞納額が210万6226円、無許可での使用による不当利得として管理組合が相手方に任意で請求している額が2347万9212円、合わせて2558万5438円であり、このほか、現時点で額は確定していないものの、土地建物明渡請求訴訟に関する裁判費用や民事執行に要する費用が加算される可能性があると考えております。

最後に、賠償請求の予定及び回収可能性についてであります。管理組合といたしましては、裁判及び民事執行に要した費用はもとより、不当利得による損害を相手方に請求すべきと考えております。

また、回収の可能性につきましては、今後、管理組合が裁判所に対して行う相手方への請求額を確定させる申立ての結果と、弁護士が行う財産調査の結果により判明するものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 武市尚子君。

○10番（武市尚子君） ただいまご答弁をいただいたところでありますが、これまでの経緯を踏まえまると、回収可能性については厳しいものがあるのではないかと考えているところであります。

石狩湾新港の活用と、それを通した北海道経済の発展のため、関係各位が努力されている中、このような一部の問題事業者により損害をこうむる事態となったならば、大変憤りも感じるところでございます。

管理者からもご答弁がありましたように、厳格な審査や毅然とした対応を早期に取ることなどを徹底していただくとともに、問題が見えたときだけではなく、平素より専門家などとの連携を密にし、リスクの芽をつんでおくことが重要ではないかと考えるところであります。

以上を指摘とさせていただきます。

○議長（佐藤禎洋君） 武市尚子君の質問は終了いたしました。

小貫元君。

○4番（小貫元君） 日本共産党を代表して質問をいたします。

最初に、特定利用港湾について質問をいたします。

政府は、防衛力強化の目的で整備拡充する公共インフラについて、全国の道県の空港・港湾を候補地に選び、地元自治体との調整を行っています。その一つが石狩湾新港管理組合です。

現在、自衛隊が港湾を利用する際には、その都度、管理者に許可を得ていますが、有事を見据えて、平時から自衛隊が管理者側として利用の調整ができる運用に変えようとしています。手続上、どのように変わることが想定されるのか、説明してください。

また、自衛隊に優先使用につながるのではありませんか、お答えください。

既に、米軍機が訓練を理由に民間空港を使っています。米軍による利活用の枠組みにもなりかねないのではないですか、お答えください。

想定される有事はどのような場合なのか、管理組合は、対岸国で敵国と想定される国があると考えているのでしょうか。

管理組合が示した石狩湾新港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項によると、港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応するとあります。この適切に対応とはどういう対応なのか、説明してください。

また、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合とはどのような場合なのか、具体的に説明してください。

同様に、艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合とはどのような場合なのか、説明してください。

北海道防衛局、第一管区海上保安本部と港湾管理者との間において、連絡・調整体制の構築は、ど

のような法令に基づいて設置され、その権限はどのようなものになるのか、説明してください。

既に、自衛隊統合演習で、敵基地攻撃能力の行使への反撃を受けるなどとして自衛隊基地が使えなくなる事態を想定し、大分、岡山、奄美、徳之島の各空港を使って戦闘機が離着陸する訓練を行いました。これは、岸田政権が一昨年末に閣議決定した安保3文書で、有事において部隊等の能力を最大限発揮するため、民間の空港・港湾施設等の利用拡大を図るとしたものを具体化したものです。

この枠組みはこうしたことを想定したものなのか、国からはどのような説明があったのか、示してください。

平時から自衛隊の艦船が日常的に寄港することによる港湾の環境や民間企業への影響も出てきます。通常の港湾とは質的に異なるインフラに変えるというのであれば、その計画策定や事業の推進に当たって、住民の理解は必須であると考えますが、管理組合の見解を示してください。

ジュネーブ条約第1追加議定書第48条では、「紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員等を、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする」とあります。現在の石狩湾新港は、民用物に当たることを確認します。お答えください。

加えて、新しく運用されれば、軍事目標に当たらないと言い切れませんか、お答えください。

そうなれば、仮に有事の際に利用された場合、報復攻撃は避けられないではありませんか。今、必要なことは、こんな軍備拡大ではなく、ましてや、裏金づくりでもなく、戦争が起きないようにする外交努力です。

次に、議案第3号及び議案第4号、2023年度補正予算案について質問します。

昨年の第3回定例会で、昨年度決算において、母体負担金が増加していることを指摘しました。今回の補正の結果、昨年の決算よりも増額する見通しとなりました。これは港湾特別会計において、民事執行申立て費用の増が計上され、それに伴い、一般会計からの繰入れが行われたことによります。

今年度も母体負担金が増額になる見通しとなったことについて、管理者の見解を述べてください。

これまで、第1回定例会における補正予算では、走錨対策として北防波堤延伸工事につき込まれていました。昨年であれば、事業費9900万円、管理者負担1485万円が計上されました。ところが、今年は、東地区に事業費4億5900万円、管理者負担1億5300万円を計上しています。

循環資源の効率的な輸送促進を図るための整備と説明を受けましたが、国の補正予算の事業である国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保するのうち、どのようなメニューに該当して予算が配分されたのか、説明してください。

今年度は、北防波堤延伸による走錨対策は必要ないと判断された理由も説明してください。

最後に、議案第1号及び議案第2号の2024年度予算案について質問します。

まず、使用料についてです。

一般会計の使用料では、占用料の減少により前年度を下回っていますが、港湾施設使用料において、前年度比で76%の1878万6000円の減額を見込みました。前々年度比でも微減としました。特別会計でも前年度比で88%の4559万6000円の減額を見込みました。両会計合わせた港湾施設使用料6438万2000円の減額です。

港湾施設使用料の減少を見込んでいる主な理由を、一般会計、特別会計、それぞれ説明してください。

組合債は、一般会計で9億6060万円、特別会計で8億円と、合計17億6060万円です。一方、公債費は、一般会計3億273万1000円、特別会計4億8411万8000円と、合計7億8684万9000円になり、新年度に9億7375万1000円の借金が増えることとなります。

一般会計の公債費は減少傾向にあるにもかかわらず、特別会計の公債費は増加傾向が続いています。使用料収入も減少している中で、新たな借金をつくることで後年度負担の増加は避けられません。経営戦略では、2024年度の使用料収入の見通しは、2022年度から微増を続ける見通しを立てていました。微増の見通しが減少の見通しとなっています。

特別会計当初予算の公債費は、使用料に対して、2020年度74%、2021年度89%、2022年度96%、2023年度106%、2024年度145%と、公債費と使用料のバランスが悪化しています。

管理者は、このように使用料に対して公債費の比率が増加している現状を財政運営の視点からどのように感じていますか、お答えください。

特別会計において、使用料収入が見通しより減少しているのであれば、経営戦略にある収支計画の目標、費用対効果及び収支バランスを考慮した上で適切な施設等の整備を進めることや、企業債残高や毎年度の償還額を踏まえ、発行額の適切な管理を行うという考え方に従い、組合債の新規発行を抑制すべきではありませんか。

一般会計と特別会計との関係では、多額の繰入金が新年度も続いているということです。減っていきなれば、増えていっているのが近年の特徴です。なぜ、繰入金が必要になっているのか。この5年間で比較すると、使用料収入で1億2000万円減り、歳出で施設管理費が約5000万円、公債費で約1億5000万円と2億円増えた、足りなくなったお金約3億円が一般会計から繰り入れせざるを得なくなったというのが構図です。

ところが、管理組合は、歳入のことばかり強調しますが、施設管理費の増加、公債費の増加には手をつけようとしません。少なくとも、そうは見えません。

管理組合として施設管理費や公債費を抑えるために取り組んだことがあれば、お答えください。

新年度予算で、西地区の荷役機械の償還は幾らになりますか。ガントリークレーンの収支の見通しはどのように計上していますか、お答えください。

管理組合の財政を改善し、母体負担を減らしていくには、施設管理費や公債費を抑えることで特別会計の収支を安定させながら一般会計の歳出を削ることでです。

新年度一般会計予算案の直轄事業負担金は10億6735万円と、私が集計している範囲では最大の予算計上となりました。

直轄事業負担金を10億円超えて計上したことが過去にどの程度あり、それは幾らだったのか、年度と金額もお答えください。

新年度の直轄事業の要求内容は、事業費ベースで、北防波堤延伸に6億1000万円、東地区整備に3億8900万円です。多額の要求です。

北防波堤延伸については、今年度当初では、ケーソン製作と地盤改良でしたが、国の配分により、

測量設計費に切り替わりました。それが新年度要求では、地盤改良のみとなっています。今年度当初予定していたケーソンの製作を外した理由はどこにあるのか、お答えください。

過去の議会で、多額の要求をする必要はないのではと聞くと、管理組合は、年間施工量などを勘案しながら必要な額を計上しているところと、北防波堤延伸の予算要求について述べていました。北防波堤延伸の予算要求額減は、年間施工量が変わったということでしょうか、完成年度をまた引き延ばしたのでしょうか、お答えください。

2021年度に東地区の事業が始まり、2026年度までに92億円の事業でした。現在の予定では、2028年度までと延期され、総事業費も174億円と引き上がりました。当初予算どおり配分されたとして、各年度、どの程度の管理者負担が生じてくるのでしょうか、説明してください。

また、事業費が引き上がったことに伴う管理者負担はどの程度増えるのか、お答えください。

これまで、管理組合は、西地区の荷役機械について、PKSの荷役も検討することを答弁してきました。東地区の整備によりPKSが東地区で取り扱われることになれば、荷役機械の利用の見込みはなくなるという理解でよいのか、見通しを示してください。

以上、再質問は留保します。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、特定利用港湾に関し、まず、自衛隊の利用についてであります。国の説明によりますと、円滑な利用に関する枠組みは、自衛隊や海上保安庁の優先的な利用を前提としたものではなく、港湾管理者との間であらかじめ平時における利用調整の枠組みを設け、円滑に調整するためのものであり、実際に自衛隊等が港湾を使用する際には、現行の港湾関係法令に基づき許可申請手続を行いますことから、手続が変わるものではないと聞いているところでございます。

次に、米軍の利用についてであります。国の説明によりますと、本枠組みにおいて対象としているのは、自衛隊及び海上保安庁の艦船に限定されるものであり、他国の艦船は対象外であると聞いているところでございます。

次に、想定される有事についてであります。国の説明によりますと、本枠組みは、平時における自衛隊・海上保安庁の円滑な利用を目的としたものであり、武力攻撃事態等の有事は対象にしていないと聞いているところでございます。

次に、確認事項についてであります。国の説明によりますと、適切に対応するとは、関係者間で連携し、港湾法その他の港湾関係法令等に基づき対応するものと聞いているところでございます。

次に、緊急性が高い場合についてであります。国の説明によりますと、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合とは、平時において、例えば、災害派遣などにおける救援部隊の派遣といった場合が想定され、また、艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合とは、自衛隊艦船に火災が発生し、消火等の応急措置を行ったものの、さらなる航行に向けて安全性を確保するため、艦船を急ぎ接岸させる必要がある場合などを想定していると、国から聞いているところでございます。

次に、連絡・調整体制についてであります。国の説明によりますと、本取組は、国家安全保障戦略に基づき、関係閣僚会議で共有された認識の下、進めるものであり、本件取組を規定した特別な法

律の根拠があるわけではないが、既存の法令下で進めることとしていると聞いているところでございます。

また、関係者間の連絡・調整体制を構築し、情報を共有しながら、課題等について意見交換を行うものと聞いているところでございます。

次に、有事における港湾の利用についてであります。国の説明によりますと、本枠組みは、平時において港湾法等の既存の制度に則って円滑な利用について調整するものであり、武力攻撃事態や武力攻撃予測事態の有事を対象としたものではないと聞いているところでございます。

次に、港湾整備についてであります。国の説明によりますと、本取組は、あくまでも民生利用のための必要性で判断することを前提としたものであり、自衛隊や海上保安庁のみの利用ニーズによる整備を行うものではないと聞いているところでございます。

また、自衛隊や海上保安庁の優先的な利用を前提としたものではなく、利用頻度も多くとも年数回程度であり、その上で、連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を通じて、民間船舶への影響について、できる限り配慮すると聞いているところでございます。

次に、ジュネーブ条約における民用物についてであります。国の説明によりますと、実際に武力紛争が生じた場合において、その時点における状況下で判断する必要があるものであり、一概に判断できないものであると聞いているところでございます。

また、本港は、民生ニーズに基づき整備されてきたところであり、自衛隊のニーズによる整備はこれまで行われてきていないところでございます。

次に、運用についてであります。国の説明によりますと、本枠組みを設けても、従前同様、自衛隊による平時の利用が行われる状況に大きな変化はなく、本枠組みを設けることのみにより攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないと聞いているところでございます。

なお、管理組合といたしましては、本取組について、地域住民の皆様や港湾関係者の方々に十分理解いただけるよう、国に対し、より丁寧な説明や周知を求めてまいります。

次に、令和5年度補正予算案に関し、まず、母体負担金についてであります。管理組合では、使用料収入の確保やコスト縮減に努めたものの、特別会計において、無許可で使用されている港湾施設の明渡しを求めため、民事執行申立て費用を計上しましたことから、令和5年度補正予算においても、母体負担金が前年度決算額より増額となったところでございます。

管理組合といたしましては、引き続き、効果的、効率的な事業の実施などに取り組み、母体負担の軽減に努めてまいります。

次に、予算配分についてであります。国土交通省関係の補正予算は、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、物価高から国民生活を守る、地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する、国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保するといった五つの柱について、所要の経費が計上されたところでございます。

本港の東地区においては、このうち、地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現するという柱のメニューであります。経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大に基づき、生産性向上や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化として予算配分したと聞いて

おります。

次に、走錨対策についてであります。管理組合では、北防波堤の延伸は、港内全般の静穏度が上昇することで、走錨事故などの海難の減少が図られる重要な施設と考えておりますことから、必要な予算を国に要望しているところであり、国におきましても、海難の減少は大変重要であるとあることから、荒天時に船舶が避難する避泊水域の確保を目的に本防波堤の整備を進めているところでございます。そのような中、このたびの予算配分は、国において社会経済情勢や財政状況などを勘案した上でなされたと聞いております。

次に、令和6年度当初予算案に関し、まず、港湾施設使用料についてであります。令和6年度当初予算の使用料が令和5年度より減少を見込んだ主な理由といたしましては、洋上風力発電所の建設工事が令和5年度に全て完了したことに伴い、令和6年度当初予算において、一般会計では、建設工事で使用した船舶の岸壁使用料が皆減し、また、特別会計では、建設工事で資材保管場所として使用した荷さばき地使用料と港湾施設用地等使用料が皆減したことが主な要因でございます。

次に、特別会計の公債費についてであります。本港は、これまで港湾整備単独事業債を活用し、埠頭用地や上屋、荷役機械などの港湾施設を整備してきましたことから、公債費償還が大きくなっており、現在のところ、使用料収入だけでは歳入不足を生じている状況でございます。

管理組合といたしましては、今後とも、さらなる収入確保や歳出削減に努めるなど、特別会計における収支の改善に向けた取組が重要と考えているところでございます。

次に、特別会計の組合債についてであります。港湾整備につきましては、本港の持つ役割や機能の充実に対する要請に応えるために必要不可欠なものでありますことから、着実に進めていかなければならないと考えているところでございます。

今後も、組合債の残高など、将来の財政負担に配慮しながら、コスト縮減を図るとともに、効果的、効率的な執行に努め、港湾機能の充実に努めてまいります。

次に、歳出抑制の取組についてであります。施設管理費においては、港湾施設の修繕費用や大型荷役機械保守点検費用の平準化を図りましたほか、港湾整備において、事業の重要性、緊急性を勘案し、予算の編成に当たっているところでございます。

次に、西地区の荷役機械の償還についてあります。令和6年度の公債費償還額は約9100万円を見込んでいるところでございます。

次に、ガントリークレーンの収支についてであります。令和6年度における単年度収支は約1億3900万円の不足を見込んでいるところでございます。

次に、直轄事業負担金についてであります。これまでに10億円を超える予算として、昭和60年度に約10億8000万円、昭和61年度に約12億7000万円、昭和62年度に約16億3000万円、昭和63年度に約13億2000万円、平成元年度に約12億5000万円、平成2年度に約13億6000万円、平成3年度に約10億6000万円、平成15年度に約12億4000万円を計上してきたところでございます。

次に、北防波堤のケーソン製作についてであります。国では、昨年3月の令和5年度予算配分段階においてケーソン製作に必要な作業船の稼働予定を確認した結果、本港の近隣港湾から作業船を調達できないことが判明し、また、他港からの調達には多額の回航コストが必要となるため、事業内容

を見直し、漂砂の堆積状況を把握する深淺測量のみを実施したと聞いております。

次に、北防波堤の要求についてであります。北防波堤の延伸につきましては、早期完成に向け、これまでも年間施工量などを勘案しながら国へ要望しているところであり、令和6年度予算につきましては、ケーソン製作や地盤改良に必要な作業船の有無など、施工に係る諸条件を国に確認しつつ、実施可能な施工量を検討した上で、要求する事業内容を判断しております。

なお、北防波堤の延伸工事につきましては、令和11年度を完成予定とした現事業計画に変更はないと国から聞いているところでございます。

次に、東地区についてであります。昨年12月に国が行いました東地区国際物流ターミナル整備事業の再評価では、事業完了予定年次が令和8年度から令和10年度に延伸されたところであり、令和6年度から令和10年度までの残事業費は約130億円と示されましたことから、これを今後の5年間で平均しますと、年間の事業費は約26億円となり、国の負担を除いた管理者負担は、各年度当たり約12億6000万円となります。

また、当初計画における全体事業費は約92億円であり、このうち、管理者負担は約40億8000万円でしたが、今回の再評価における全体事業費は約174億円となり、このうち、管理者負担は約82億8000万円、当初計画との差額は約42億円となります。

最後に、西地区の荷役機械の利用についてであります。当該荷役機械が設置されている西埠頭は、大型船の入港が可能な本港唯一の大水深岸壁を有し、物流の効率化に寄与するとともに、様々なニーズに対応可能な埠頭であり、大水深岸壁に近接する当該荷役機械は、大型船により大量輸送されるパームヤシ殻などのバルク貨物を背後ヤードへ効率的に荷さばきすることができる施設でございます。

管理組合といたしましては、石狩湾新港地域において、昨年3月に木質バイオマス発電所が運転を開始するなど、近年、再生可能エネルギー発電施設の集積が進んでおり、今後もパームヤシ殻等を燃料とした同様の施設の立地が期待されますことから、当該施設を利用したバルク貨物の需要が見込まれるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 小貫元君。

○4番（小貫元君） 再質問をいたします。

最初に、特定利用港湾に関してですけれども、答弁を聞いていますと、自衛隊を優先するものではないと、あくまでも平時の対応だと国が言っている、こうやって言うのですけれども、それならば、なぜわざわざ特定利用港湾として位置づける必要があるのかと。

国会答弁では、公共インフラのスキームのみならず、国全体としてあらゆる有事に隙間なく対応できるようにしていくと言っているのです。つまり、特定利用港湾の整備も含めて、有事に対応できるようにするというのですよ。

どの港であれ、有事のときは自衛隊や米軍が優先的に使用できるのではないですか。そうなれば、平時から、自衛隊が利用しやすく整備されている港が使用されると思いませんか。それはあり得ないと断言できますか、お答えください。

ジュネーブ条約による民用物かどうかについて、武力紛争が生じた場合に判断するという答弁だっ

たのですが、私が質問したことは、現状では民用物なのかどうかということについてですから、現状についてお答えをください。

軍事目標になるかどうかについては、攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないと国が言っているというのですけれども、国の説明を丸のみにしてはいけません。既に、国は、集団的自衛権の行使による敵基地攻撃を実施した場合に、その反撃として自衛隊基地が利用できなくなる事態を見据えて訓練をしているのです。

攻撃目標にするかどうかは、相手国が決めることです。そうなれば、平時から自衛隊が利用しやすいように整備している港湾を軍事目標とみなすことは考えられるのではないですか、管理者としての見解を示してください。

以上のことから、やはり特定利用港湾として整備することを拒否すべきです。お答えください。

次に、2024年度の予算案についてですけれども、特別会計との関係で、公債費についてです。

私は、使用料に対して、公債費の比率が増加していることへの感想をお聞きしました。しかし、答弁では、現状の説明と、収支改善に向けた取組が重要とだけでした。改善が必要だということは、望ましくない状況だと感想を持っているとの理解でよろしいのか、お答えください。

歳出の抑制について、荷役機械の保守点検費用の平準化を挙げていましたが、新年度予算でのガントリークレーンの収支は1億円を超える赤字だと。港湾建設も事業の重要性、緊急性を勘案している。そうやって言いながら、組合債をじゃんじゃん発行していると。歳出の抑制について、思い切って新規港湾建設をもっと絞り込むことが必要ではないですか、お答えください。

直轄事業に関して10億円を超えるのは平成15年以来21年ぶりだということでしたけれども、北防波堤延伸ですけれども、走錨対策は必要ないのではないかということに対して、国が社会経済情勢や財政状況などを勘案した上で補正予算でも計上されなくて、新年度予算でも工事内容が少なくなったのだということでしたけれども、ということは、国としては、北防波堤延伸の緊急性や必要性が低くなったから予算計上が少ないのではありませんか、お答えください。

最後に、東地区についてです。

直轄事業について、先ほども言ったように、多額のお金がかかっていますけれども、東地区については、事業費は82億円増えると。管理者負担は42億円増えて、年平均だと12億円増えるのだと。とんでもない金額を、今、負担しようとしています。

PKSについて、現在稼働しているバイオマス発電所の分は東地区だと、これから増える分は西地区で対応して荷役機械を使うとの答弁でした。それだったら、最初から西地区を使えばいいだけの話です。

答弁では、西地区の荷役機械使用料ゼロ、償還金額は9100万円と。そういうことは、この西地区の荷役機械は、当分利用される見込みがないということなのではないでしょうか、お答えください。

当初、西地区で取り扱うとしていた貨物まで東地区で取り扱うようにして必要性を高めさせ、多額の予算を計上する東地区の整備を中止して既存施設の活用を図るべきではないですか、お答えください。

以上です。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、特定利用港湾に関し、まず、特定利用港湾の整備についてであります。国の説明によりますと、本取組は、あくまでも民生利用のための必要性で判断することを前提としたものであり、自衛隊のみのニーズにより自衛隊が利用しやすいように整備するものではないと聞いているところでございます。

次に、ジュネーブ条約の民用物についてであります。本港は、札幌圏の物流拠点として、これまで民生ニーズに基づき整備されてきたことにより、現在に至っているところでございます。

なお、ジュネーブ条約における判断につきましては、実際に武力紛争が生じた場合において、その時点における状況下で判断する必要があるものであり、一概に判断できないものであると国から聞いているところでございます。

次に、攻撃目標についてであります。国の説明によりますと、本取組は、あくまでも民生ニーズに基づき整備しているものであり、新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置して部隊配備を目的としたものではなく、また、自衛隊はこれまでも民間港湾を利用してきておりますが、今回、さらなる利用の円滑化を図る目的として、港湾管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けたとしても、これまでと同様に、自衛隊や海上保安庁による平時の利用が行われる状況に大きな変化はなく、そのことのみによって当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないと聞いているところでございます。

次に、整備についてであります。本取組は、従来から実施している公共事業と同様に、民生利用ニーズに対応することを基本としており、既存の事業スキームに基づき実施するものと国から聞いているところでございます。

次に、令和6年度当初予算案に関し、まず、特別会計の公債費についてであります。管理組合といたしましては、公債費償還が大きくなっていることや、使用料収入が減少傾向であることなど、特別会計の経営環境は厳しいものと認識しており、今後とも、使用料収入の増加に向け、積極的にポートセールスなどに取り組むとともに、引き続きコスト縮減にも努めてまいります。

次に、歳出の抑制についてであります。本港は、本道経済を支える日本海側の海上輸送拠点として、また、北海道全域のエネルギー拠点として重要な役割を担っております。

このような中、本港の管理運営に当たりましては、従前より効果的、効率的な執行に努め、歳出の抑制に取り組んできているところでございますが、社会情勢の変化や時勢のニーズに対応していくためには、集中的に事業を実施することが必要となる場合もございます。

管理組合といたしましては、今後とも財政負担に配慮しつつ、社会的な要請に適切に応えてまいりたいと考えております。

次に、北防波堤についてであります。北防波堤の延伸工事は、港内静穏度の向上や避泊水域を確保し、海難の減少を図ることを目的としておりますことから、その必要性や緊急性は変わりないと認識しております。

そのような中、予算配分につきましては、国において社会経済情勢や財政状況などを勘案した上で

なされていると聞いているところでございます。

次に、西地区の荷役機械についてであります。西地区の荷役機械は、現在のところ、新たな貨物の利用には至っておりませんが、近年の新港地域における再エネ関連産業の積極的な誘致活動により、企業立地や利活用が活発化している状況を踏まえ、本埠頭の特徴を活かした新たなバルク貨物利用の可能性は十分にあると考えているところでございます。

最後に、東地区の整備についてであります。新たに整備している埠頭は、大型船による効率的かつ安定的な鉄スクラップの大量輸送を可能とし、近年、遠方化する輸出先における国際競争力の強化に資するものであります。

また、背後地域と一体的な活用が可能となり、鉄スクラップのさらなる集約化に十分対応できる面積が確保されますことから、循環型社会の形成に寄与する必要性の高い事業であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 小貫元君。

○4番（小貫元君） 再々質問をいたします。

特定利用港湾についてですけれども、有事のときに優先利用されることはあり得ないと言えますかと質問したのですけれども、明確に答えていただけませんでした。

有事とは別枠なのだ、平時の利用のためだと言うのですけれども、この取組の範囲ではそうかもしれないけれども、有事の場合の別の枠組みとの関係で優先利用があり得ないと断言できるのかについてお答えください。

特定利用港湾としての整備を拒否せよとの質問に対し、従来どおりだと国から聞いているとしか答えていません。

民生利用のニーズに対応するため、既存の事業として大水深の岸壁を整備すると艦船が利用しやすくなります。こうして特定利用港湾として整備することになれば、何かあったときには優先利用するというのが当然の考え方です。そうすれば、地域の住民や企業の安全が守れません。

特定利用港湾として位置づけて整備を進めるべきではありません。もう一度お答えください。

2024年度の予算案についてです。

歳出の抑制について、新規港湾建設を絞るべきと質問したら、集中的に事業を実施することが必要な場合もあるという答弁でした。

ですが、北防波堤延伸は、もう10年以上続いています。この集中的に事業を実施するというのは、東地区の整備が完了した後に、使用料収入が大幅に増加しない場合、しばらく新規の港湾整備を実施しない、こういう意味なのか、具体的に説明してください。

西地区の荷役機械について、新たな貨物の利用可能性は十分にあるという答弁でしたけれども、それは、あと2年とか3年の間に利用される可能性があるということなのか、その期間では可能性がないということなのか、お答えください。

以上です。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、特定利用港湾に関し、まず、有事における港湾施設等の利用についてであります。国の説明によりますと、特定利用港湾は、自衛隊や海上保安庁の優先利用を前提としたものではなく、港湾法等の既存の法令に基づき、あくまで関係者間で連携し、自衛隊や海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みによって設けられると聞いているところでございます。

また、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港や港湾の利用については、特定公共施設利用法等に基づき行われるため、本枠組みの如何にかかわらず、個別具体的な状況に即し措置が図られるものと聞いているところでございます。

次に、港湾の整備についてであります。国の説明によりますと、本枠組みは、平時における円滑な利用を図るものであり、あくまでも民生利用のための必要性を前提とし、既存の事業スキームに基づき実施するものと聞いているところでございます。

次に、令和6年度当初予算案に関し、まず、歳出の抑制についてであります。管理組合といたしましては、引き続き、使用料収入の確保に取り組みますとともに、新たな整備につきましては、時勢のニーズを踏まえつつ、その重要性や緊急性などを勘案し、適切に判断してまいりたいと考えております。

最後に、西地区の荷役機械についてであります。新たなバルク貨物の利用については、利用開始までには企業における検討や調整に時間を要することもありますことから、具体的な時期をお示しすることはできませんが、管理組合といたしましては、できるだけ早い時期に利用いただけるよう、今後とも積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（佐藤禎洋君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○4番（小貫元君） 日本共産党を代表して、議案第1号ないし議案第4号は否決を主張して討論を行います。

議案第1号及び議案第2号の2024年度各会計予算案です。

特別会計において、ガントリークレーンの収支不足が約1億3900万円に上り、使われていない西地区の荷役機械の償還額は9100万円を計上しているように、使用料が伸びず、施設管理費、公債費が伸び、多額の一般会計からの繰入れで対応しています。その結果、公債費が減少傾向にある一般会計の収支に大きな影響を及ぼしています。

しかも、一般会計における直轄事業負担金は、21年ぶりに10億円の大台に乗りました。多額の財政負担を後年度に回すこととなります。

北防波堤の延伸について、管理組合は、避泊水域の確保、海難の減少などと答弁していますが、もともとは、西地区で木材チップを取り扱う王子エフテックスのために整備してきたものです。それが使われなくなってきた、それにもかかわらず、整備を進めようとしています。

今後の直轄事業の柱が東地区の整備です。東地区では、国の事業再評価の結果、事業費で82億円増加し、管理者負担は42億円増の82億8000万円になります。

港湾計画では、西地区で取り扱うとしていたPKSを東地区で取り扱うことにして必要性を強調しました。貨物の実態に合わない港湾建設費の増加と、借金依存体質を強め、母体負担ありきの予算です。

議案第3号及び議案第4号、2023年度各会計補正予算についてです。

当初予算と同様に、多額の直轄事業を東地区につぎ込むものであり、中止すべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長（佐藤禎洋君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号ないし第4号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件をいずれも原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤禎洋君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（佐藤禎洋君） これをもちまして、令和6年第1回定例会を閉会いたします。

午後2時52分閉会